

平成22年8月1日

お客様へ

暴力団排除条項の導入について

当金庫では、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進しております。

この取組みの一環として、平成22年8月1日より、普通預金・当座預金・貸金庫規定など各種規定に「暴力団排除条項」を盛り込むとともに、預金口座の開設時や貸金庫契約の際には、お客様が反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくことといたしました。本表明・確約をいただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。

万一、表明・確約いただいた内容に虚偽の申告がありました場合には、お取引を停止または解約の対象となります。

なお、すでにお取引いただいているお客様においても、その後「反社会的勢力」と判明した場合には、お取引の停止または解約の対象となります。

今後ともお客様には、この取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

地域をつなぎ、地域と共に歩む

